

石油収入の性格と産油国石油政策

——1950年代後半および60年代前半の原油供給システムに関連して——

やま 山 きき 崎 あきら 朗

- I 問題提起と分析視角
- II 石油収入の性格規定
- III 独占利潤の地代化
- IV 統一税制度の競争抑制効果
- V 結 論

I 問題提起と分析視角

石油開発方式や石油税制度は、国際石油産業の市場構造、石油会社間の競争力格差、原油生産の地理的配分を決定する主要な要因の一つである。石油会社はそれらと与件として行動する。国際石油資本により構築された供給管理システムも、排他的な旧石油利権制度を基礎として初めて成立したのであった(注1)。

産油国政府は、石油開発方式や税体系を変更することによって、一定の範囲内ではあるが、産油国に有利な市場構造、利益配分を実現することができる。石油産業は製造業と異なり、石油資源の存在地点に必ず立地しなければならない(注2)。石油資源の所有国は、それゆえに石油政策を通して、石油産業の構造に決定的影響を及ぼすことが可能となる。

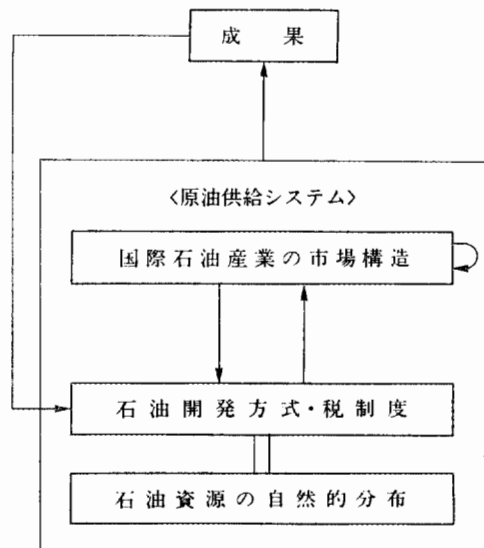
したがって、石油産業の成果を他の産業と同じように、市場構造の視点のみから判断することは危険だといわざるをえない。そこで、本稿では、石油開発方式・税制度と企業行動の累積的結果として形成される市場構造とを一体のものとして取

扱い、それを原油供給システムと呼ぶことにする。

産油国側に決定権の属する石油開発方式・税制度を原油供給システムの下部構造、主として石油会社間の競争・協調行動により形成される競争力格差、市場占有率等を原油供給システムの一部構造、または市場構造と名づけるとすると、本論文の課題は、下部構造の構造変動が上部構造に与える影響の解明にあるということができよう(第1図参照)。

産油国の石油政策が下部構造の再編成だけにとどまらず、上部構造の形態をも間接的に規定する

第1図 原油供給システムの概念図



(出所) 筆者作成。

ということになると、産油国がいかなるタイプの原油供給システムを理想として政策介入してくるのか、という産油国の背後にある政治的・経済的動機をまず明らかにしておく必要がある。

リーマンが指摘したように、産油国政府は経済学範疇においては地主である^(注3)。超過利潤の地代への転化、地代の取得を行動原理とする経済主体が地主である。

だが、産油国政府の政策目標が地代収入の極大化にあると決めつけることはできない。地代収入を縮小、あるいは地代収入への依存度を引き下げていくことも合理的目標となりうるのである。それによって、過度に石油産業に偏った奇形的産業構造が修正され、外国市場依存度が低下し、内発型工業化に道が開かれるのであるならば、それは地代収入極大化に取って代わる目標となりうるのである^(注4)。産油国の工業化の遅れは、資本不足に原因があったのではなく、むしろ石油収入の過剰にその原因があったと考えられる^(注5)。

しかしながら、本稿もリーマンと同じように、産油国を寄生的で受身的な地主として取扱うことにした。のちに明らかにするように、産油国は、地代収入の増大を可能にする原油供給システムの構築を目指して、石油政策を利用してきたように思われるからである^(注6)。

産油国を地主と規定したとき、まず問題となるのが、産油国が地代化しようとする超過利潤の性格である。産油国が手にする石油収入は、それが何と呼ばれようとも、理論的にはすべて地代である^(注7)。この問題は、上部構造の形態によって左右される原油価格の性格と密接に関連している。1950年代後半から60年代前半にかけて、産油国が受け取っていた地代の性格については、第Ⅱ節で推計および分析を行なう。

第Ⅱ節の分析を踏まえたうえで、第Ⅲ、Ⅳ節では、産油国の地代化政策が上部構造に与えた作用、特に競争条件に及ぼした影響を中心に論述する。

産油国石油政策は競争論の観点から分類すると、競争促進政策と競争抑制政策とに二分される。第Ⅲ、Ⅳ節で取り上げる石油政策は、競争促進政策と消極的競争抑制政策とに限定されている。しかし、ここでの分析によって、産油国が積極的競争抑制政策、すなわち共同生産計画、事業参加政策へと向かわざるをえなかった論理が明らかにされるであろう^(注8)。

(注1) 国際石油資本8社を中心とする原油供給管理システムは、次の4点を基礎として機能的運営が可能となった。(1)多国籍企業化、(2)垂直一貫統合化、(3)各段階における著しく高い市場集中度、(4)共同所有制および原油販売の長期契約である。中東巨大油田の共同所有、原油生産段階での高い集中度は、独占的鉱区所有権を産油国が法的に付与した、旧利権制度抜きで考えることができない。独占を維持するには、産油国政府による法律的参入障壁を必要とする。詳しくは、拙稿「原油供給システムと中東産油国の資源ナショナリズム(I)」(『経済学研究』[九州大学]第51巻第6号 1986年9月)を参照。

(注2) 製造業のように工場を閉鎖して他国へ移転させるということはいできない。

(注3) Leeman, W. A., *The Price of Middle East Oil: An Essay in Political Economy*, イサカ, Cornell University Press, 1962年, 187ページ。

(注4) 「1人当たり所得および製造業生産の急速な増大にもかかわらず、この9カ国のすべてにおいて容易ならぬ経済的・社会的な構造のゆがみが存続し、多くの場合強められさえする傾向がある。9カ国はこれらの弱点に立ち向かうことをしなかった。しかし、それは石油資源の豊かな国では、ほんのわずかではあるが石油収入の絶えざる増加によって償われてきたし、レバノンもまた産油国の石油収入から大いに利益を得てきた」(ガラル・アミン著 中岡三益・堀侑訳『現代アラブの成長と貧困』東洋経済新報社 1976年 23ページ)。ガラル・アミンのいう9カ国とは、

リビア、クウェート、サウジアラビア、イラク、シリア、ヨルダン、レバノン、エジプト、スーダンである。

(注5) ポール・A・バラン著 浅野栄一・高須賀義博訳『成長の経済学』東洋経済新報社 1960年 272~290ページ。

(注6) ペンローズは、それを適確に「カネ対『原則』」(money versus 'principles')と名づけている。Penrose, E. T., *The Large International Firm in Developing Countries: The International Petroleum Industry*, ロンドン, George Allen and Unwin, 1968年, 211ページ (木内嶋訳『国際石油産業論』東洋経済新報社 1972年 293ページ)。

(注7) 地代には、絶対地代、差額地代、独占地代があるが、鉱物資源の涸渇性から生じる使用者費用(user cost)も含まれていると解釈されねばならない。本稿では、絶対地代、使用者費用は無視できるほど小さいと考え、取り上げなかった。

使用者費用による価格と限界費用の乖離については、拙稿「所有権モデルと原油価格」(『フェリス女学院大学紀要』第23号 1988年3月)を参照のこと。

また、ここで用いている独占地代はマルクスのいう独占地代とは異なった概念である。生産調整によって作り出された独占価格が地代化することと、マルクスが論じた、「まったく特別な品質の葡萄、一般に比較的少量しか生産されない葡萄を生産する葡萄山は、独占価格を生む」ために、その超過分が地代化する現象とは区別されねばならない。前者は生産調整がなくなれば、独占地代も消滅するが、後者は需要が供給量を超えている限り消え去ることはない。マルクスの独占地代については、カール・マルクス著 岡崎次郎訳『資本論8』(国民文庫25) 大月書店 1972年 267ページを参照。

(注8) 本稿の分析は、1950年代後半(利益折半方式導入後)から60年代前半(共同生産計画導入前)までの石油収入の性格と産油国石油政策に限定されている。共同生産計画、事業参加構想出現の必然性については、次稿で論じる予定である。1970年代の「激動期」については拙稿「国際石油産業の構造変化について」(『経済論究』[九州大学]第57号 1983年8月)/同「石油産業国有化のプロトタイプについて」(『経済論究』[九州大学]第61号 1985年3月)で分析を行ったので、筆者の見解については、それらを参照されたい。

II 石油収入の性格規定

エディス・ペンローズは、1959年、『エコノミック・ジャーナル』誌の論文で次のような問題を提起した。

産油国は、外国石油会社に「搾取」され続けてきたと考えられているが、それは真実か。また事実そうだとすればいかなる意味においてそうなのか(注1)。

上の問いに対して、彼女は次のような答えを出した。

「国際石油資本による卓越した経済力、支配力の保持および行使をもって支配と呼ぶのであるならば、その私的権力を弱化させることはきわめて簡単である。石油産業に競争要因を導入するだけで充分なのである。だが、競争要因の実質的導入は、別の経済的問題を引き起こすであろう。競争的要因の導入によって、原油生産コストが著しく上昇し、投資を阻害するか、長期的に油田の非効率的利用を行なうことになるか、あるいは、産油国が現在受け取っている石油収入の水準が、価格下落に伴って引き下げられることになるであろう。つまり、産油国は、産業の独占的組織の存在によって利益を得ているのであって、搾取されているのではない。独占の除去が、産油国による資源の有効利用をもたらすとは考えられない。搾取されているのは産油国ではなく、消費者、特に多国籍石油企業をもたない発展途上国の消費者である」(注2)。

彼女の説明を簡潔に要約するために、石油収入を表わす式(石油収入方程式)を次のように定めておく。

$$R = (P - C) \times T \times Q$$

R : 石油収入, P : 原油価格/パーレル,

C : 原油生産コスト/パーレル, T : 税率,

Q : 生産量

上式を用いると、産油国が受け取る1産当り収入は $(P - C) \times T$ で示される。

彼女は、競争によってもたらされる税率(T),

生産量(Q)の上昇よりも、競争をもたらす不利益、つまり、価格(P)の下落、生産コスト(C)の上昇の方が大きいと考えていた(注3)。

ミクダシも、産業の寡占的構造の温存・強化が産油国にとって利益をもたらすことを論じている。彼によると、OPECのスタッフもその事実を充分認識していた(注4)。

そこで、誤まった判断に陥る危険性を承知のうえで、各種の資料を突き合わせて、中東石油(1950年代後半から60年代前半)の1バレル当りの独占利潤、および本来の差額地代の推定を試みることにしたい。

推定は、次の順序で行なう。まず、原油の競争価格、生産コスト、平均利潤の推定を行なう。現実の原油価格と推定された競争価格との差が1バレル当りの独占利潤である。推定された競争価格から生産コスト、平均利潤を差し引いた残りを1バレル当りの差額地代と考えることにする。

最も推定が困難な数値は、国際石油産業が競争的市場構造下に置かれていたならば実現したであろうところの中東石油の競争価格(FOB価格)である。エーデルマンの1972年の推定では、70年から85年にかけての中東石油の長期供給価格は20

ドル/バレルと予測されていた(第1表参照)。しかし、この数字を1950年代後半に当てはめることはできないであろう。1950年代後半の生産コストが高かったという事情もあるが、何よりも、中東石油が世界原油生産量に占める割合が、59年でわずか22.4%^(注5)しかなかったことを考慮しなければならない。エーデルマンの中東石油FOB価格20\$^(注5)/バレル説では、世界の石油需要が主として中東石油でまかなわれることが前提されている。中東地域以外の油田は、位置の有利性(タンカー・フレート)によって、存続可能な最低コストが決定される。中東油田は限界油田として規定されており、中東では差額地代が発生する余地がほとんどないとされているのである。

ここでは、とりあえず、エーデルマンが1964年の論文で用いた1\$^(注6)/バレルという値を採用しておきたいと思う(注6)。エーデルマンが主張したように、競争的市場構造のもとに置かれていたならば、原油価格がいったいどの水準まで下落したかを推定することは不可能である。不可能であるけれども、彼は、中東石油の投資収益率からみて、「すぐに1\$^(注6)/バレルになるというわけではないが、徐々に価格が1\$^(注6)/バレルまで下落すると考えられないわけではない」^(注7)とし、仮設例では1\$^(注6)/バレルを用いていた。この数字に理論的な裏づけがあるわけではない。だが、他に利用できる数値があるわけでもない。よってここでは、とりあえず、エーデルマンの数値を利用してみたい。

原油の生産コストについては、いくつかの資料が利用可能であり、どの資料も似かよった値である(注8)。ここでは、イサウィの資料を参考に、中東石油の平均生産コストを10\$^(注8)/バレルから30\$^(注8)/バレルとしておきたい(第2、第3表参照)。

次に、石油企業が受け取るべき適正利潤(平均

第1表 エーデルマンによる長期供給価格の推定(1970~85年)

(単位:ドル/バレル)

	開発および 操業費 (1980年代 中頃)	ペルシャ湾 に対する位 置の有利性 (1980)	長期供給 価格 (1970~85)
ベネズエラ		0.42	0.64
リビア		0.34	0.54
アルジェリア		0.37	0.57
ナイジェリア		0.26	0.46
イラン	0.14		0.20
イラク	0.12		0.20
クウェート	0.20		0.20
サウジアラビア	0.18		0.20

(出所) Adelman, M. A., *The World Petroleum Market*, ボルチモア, Johns Hopkins University Press, 1972年, 76ページ。

第2表 原油生産1バーレル当りの生産コスト、
政府収入、石油会社利益、原油価格
(単位：ドル/バーレル)

	生産 コスト	政府収入	石油会 社利益	平均公示価 格または実 勢価格 (推定)
バーレーン				
1946	0.10	0.15	0.93	1.18
1951	0.10	0.28	1.30	1.68
1957~59	0.15	0.80	0.80	1.75
イラン				
1956~58	0.24	0.78	0.78	1.80
イラク				
1949	0.45	0.22	1.43	2.10
1953	0.24	0.75	1.01	2.00
1955~56	0.20	0.90	0.90	2.00
クウェート				
1950~51	0.10	0.08	1.29	1.47
1957~59	0.10	0.75	0.75	1.60
カタール				
1950	0.35	0.08	1.34	1.77
1957~59	0.28	0.87	0.87	2.02
サウジアラビア				
1946	0.19	0.22	0.77	1.18
1951	0.20	0.56	0.92	1.68
1956	0.31	0.78	0.78	1.87

(出所) Issawi, Charles; Mohammed Yeganeh, *The Economics of Middle Eastern Oil*, ロンドン, Faber and Faber, 1962年, 117ページ。

利潤)であるが、リーマンのネット・キャッシュ・インカム法による利潤率比較によると、アメリカ国内の大手6社とアラムコの利潤率格差は約2~3倍である(注9)。その数字から単純に割り出すと、国際石油資本が実際に受け取っていた約90¢/バレルの利潤(第3表の1959年、60年における中東石油会社の利益を参照)の2分の1から3分の1、すなわち、45¢/バレルから30¢/バレル程度が適正な利潤と考えられないこともない。しかし、リーマンが取り上げたアメリカ国内の6大石油会社は、限界生産者ではないであろう。したがって、平均利潤率以上の利潤率を確保していた可能性が高い。

ここでは、多少年代がずれることになるが、クバーが石油企業批判の材料として用いたアメリカ商務省の統計数字をもとに、90¢/バレルの6分の1(15¢/バレル)としておく。アメリカ商務省が、1970年のアメリカの直接投資に関して公表した数字によると、中東における石油産業の純資産14億6600万ドル、収益11億6100万ドルで、年間収益率79.2%、そ

第3表 中東、ベネズエラにおける原油生産1バーレル当りの生産コスト、
政府収入、石油会社利益、原油価格

(単位：ドル/バーレル)

	中 東				ベネズエラ			
	生産コスト	政府収入	石油会 社利益	原油価格	生産コスト	政府収入	石油会 社利益	原油価格
1913~47	0.44	0.21	0.88	1.53	0.52	0.23	0.66	1.41
1948	0.61	0.34	1.52	2.47	0.78	0.85	0.70	2.33
1949	0.54	0.31	1.14	1.99	0.91	0.71	0.47	2.09
1950	0.45	0.37	1.20	2.02	1.04	0.61	0.57	2.22
1951	0.38	0.41	1.27	2.06	0.91	0.75	0.63	2.29
1952	0.31	0.53	1.11	1.95	0.92	0.76	0.62	2.30
1953	0.30	0.66	1.09	2.05	1.07	0.75	0.63	2.45
1954	0.28	0.72	1.08	2.08	1.10	0.74	0.66	2.50
1955	0.33	0.76	0.97	2.06	0.96	0.76	0.70	2.42
1956	0.35	0.78	0.97	2.10	0.88	0.82	0.76	2.46
1957	0.38	0.80	0.98	2.16	0.88	0.94	0.88	2.70
1958	0.32	0.79	1.05	2.16	1.04	1.01	0.55	2.60
1959	0.33	0.79	0.88	2.00	1.00	0.96	0.42	2.38
1960	0.30	0.74	0.87	1.91	0.96	0.99	0.45	2.40
1948~60	0.35	0.68	1.03	2.06	0.97	0.84	0.62	2.43
1913~47(%)	29	14	58	100	37	16	47	100
1948~60(%)	17	33	50	100	40	35	25	100

(出所) 第2表と同じ(114ページ)。

れに対して、発展途上国における精練・鉱山業の投資収益率は13.5%であり、中東石油産業の利潤率は、発展途上国における他の鉱業の約6倍の水準であったと考えられる(注10)。

中東石油の競争 FOB 価格1ドル/バレル、原油生産コスト10\$/バレルから30\$/バレル、国際石油資本が受け取るべき適正な平均利潤部分として15\$/バレルという数値を組み合わせて計算してみると、産油国が受け取るべき差額地代部分は、最大で75\$/バレル(生産コスト10\$/バレルの場合)、少ない場合では55\$/バレル(生産コスト30\$/バレルの場合)程度であったと推定される。

この推計が恣意的な理論的根拠を欠いた推計であることは、繰り返すまでもないことである。しかし、筆者はできる限り差額地代部分が大きくなるような組み合わせを選択したつもりである。競争価格として採用した中東石油 FOB 価格1ドル/バレルという値も、エーデルマンが認めているように控えめな数値である。エーデルマンは、第1表から明らかのように、長期的には、中東石油が20\$/バレルの生産コストの限界油田となり、中東においては差額地代がほとんど発生しなくなると考えていたのである。石油企業の適正利潤として割り当てた15\$/バレルの平均利潤部分が大きすぎるという批判があるかもしれない。その数値の基礎となった発展途上国における鉱山業の利潤率も、平均利潤率を上回っていた可能性は否定しえない。だが、利潤をたとえ0にしたところで、差額地代部分は70\$/バレルから90\$/バレルに増加するにすぎない。

また、次のような事情も考慮しておかねばならない。リーマンの資料(第4表)によって明らかに示されているように、国際石油資本は、原油の輸送・精製・販売の段階では、利益をほとんど、あるいはまったく出さず、またある場合には、赤

第4表 国際石油資本7社の上流、下流部門間の利益配分(推定) (%)

	1956	1957
原油生産段階	97.1	98.3
輸送、精製、販売段階	2.9	1.7

(出所) Leeman, W. A., *The Price of Middle East Oil: An Essay in Political Economy*, イサカ, Cornell University Press, 1962年, 71ページより算出。

字操業を行っていた。垂直統合化された全工程の利益が主として原油生産段階に集中されていたという事実を考えあわせたとき、平均利潤としての15\$/バレルは、産油段階の投資収益としては充分であっても、全投下資本に対する利益としては不足しているかもしれないのである。

ここで求めた差額地代、55\$/バレル~75\$/バレルという値とイサウィらの政府収入の数値(第3表)およびロストウらの数値(第5表)と比較してみたとき、利益折半方式導入後においては、産油国が独占利潤の一部を地代として受け取り始めていたといつてよいのではないだろうか。

もしも、産油国が正当な差額地代部分さえも受け取っていない場合には、産油国は価格の変動、特に独占価格の競争価格水準への接近を恐れる理由はないのである。そのような場合には、国有化によって、差額地代部分を取り戻す政策が、

第5表 主要産油国の1バレル当り石油収入(単位:ドル/バレル)

	1950	1955	1960	1965	1970	1972
サウジ	0.632	0.821	0.750	0.832	0.883	1.437
アラビア	0.479	0.818	0.801	0.811	0.862	1.358
イラン	0.597	0.807	0.892	0.956	1.092	1.719
ベネズエラ	0.103	0.767	0.765	0.789	0.828	1.409
クウェート	0.400	0.862	0.786	0.817	0.957	1.507
イラク	0.091	0.836	0.864	0.822	0.915	1.445
カタール						

(出所) Rustow, Dankwart A.; John F. Mugno, *OPEC: Success and Prospects*, ニューヨーク, New York University Press, 1976年, 130ページ。

経済的観点からいっても有効な政策となろう。イランのモサデクによる1951年の国有化の場合は恐らくそうであったと考えられる^(注11)。しかし、石油収入に独占利潤が含まれるようになった以上、生産量を管理する独占的組織の存在を大前提としなければならなくなるのである。資源ナショナリズムの変質は、独占利潤の一部を地代化し始めた1950年代後半からすでに始まっていたと考えられる。

(注1) Penrose, E. T., "Profit Sharing between Producing Countries and Oil Companies in the Middle East," *Economic Journal*, 第69巻第274号, 1959年6月, 238ページ。

(注2) 同上論文 251~252ページ。

(注3) ベンローズは、競争による生産コスト上昇、逆にいえば、国際石油資本による生産管理の効率性を過大視しすぎているように思われる。彼女はアメリカを念頭においたのであろうが、アメリカは例外である。

(注4) Mikdashi, Zuhayr, *A Financial Analysis of Middle Eastern Oil Concessions: 1901-65*, ニューヨーク, Praeger, 1966年, 251ページ。

(注5) *Petroleum Press Service* (日本語版), 第27巻第12号, 1960年12月, 476ページより算出。

(注6) Adelman, M. A., "Oil Prices in the Long Run (1963-75)," *Journal of Business* (University of Chicago), 第37巻, 1964年, 159ページ。

(注7) 同上。

(注8) ワイアントは、1955年および60年の中東原油生産コストとして15 $\frac{\text{円}}{\text{バレル}}$ という数値をあげている。Wyant, F. R., *The United States, OPEC, and Multinational Oil*, レキシントン, Lexington Books, 1977年, 169ページ。

イラン・コンソーシアム会長のジョン・ウォーデンが1967年にイラン中央銀行で行なった講演のなかでは、サウジアラビア8~9 $\frac{\text{円}}{\text{バレル}}$, クウェート6 $\frac{\text{円}}{\text{バレル}}$, イラン14 $\frac{\text{円}}{\text{バレル}}$ という数値が引用された。浜渦哲雄『国際石油産業——中東石油の市場と価格——』日本経済評論社 1987年 246ページ。

(注9) Leeman, 前掲書, 69, 77ページ。

(注10) アブドル・アミール・クバー著 奥田英雄

訳『OPEC その歴史と現状』石油評論社 1975年 76ページ。第III節の(注4)も参照。

(注11) Mikdashi, 前掲書, 109~110ページによると, 1946~50年の1 $\frac{\text{バレル}}{\text{バレル}}$ 当り石油収入は, 54~60年の平均と比較して3分の1程度であった。したがって, 1951年以前には, イランは正当な差額地代さえも受け取っていなかったと思われる。

III 独占利潤の地代化

——新協定の導入——

産油国による差額地代の取得は、地主として当然の権利の行使にすぎない。その結果、国際金融システムが動揺するほどの富の国際的移転が生じたとしても、原油の生産・利潤の分配という産業レベルでは、何ら問題とはならない。だが、もしもその超過利潤が、理想的競争条件下で、油田の採掘条件、地理的位置、輸送条件(パイプライン輸送かタンカー輸送かなど)、および原油の性質の差異によって複合的に形成されるところの、最劣等油田との格差に基づく差額地代にとどまらず、供給制限によって意図的に設定された独占価格を基礎とする独占利潤をも含んでいる場合には、話は別である。そのような超過利潤の取得には理論的正当性がない。

鉱業であろうと、農業であろうと、理論的には、超過利潤が生産者の手に帰すことはありえない。土地をめぐる競争が超過利潤の地代への転化を促進し、超過利潤はすべて地主の手に入ることになっているからである。しかし、改めていうまでもなく、そのような理想的状況は、無時限的な仮想的世界のなかだけの話にすぎない。

土地や建物についての賃貸契約が、その有効利用を保証するために、長期の契約期間を設定しており、かつ、賃貸料が一定額、ないしは売上、生産量、利益の一定割合の支払と規定されている場合には、その契約期間の間に発生した超過利潤の

すべてが地代に転化するわけではない。契約に基づいて「地代」という名目で支払われたあとの残りの超過利潤は借り手（資本家）のものとなるのである。地代論においては、この種の問題は、更新時に結局は地代化されるとして処理されており、重大視されていない。ところが、現実には、資本間の競争力格差を長期にわたって決定する、きわめて重要な問題なのである。

たとえば、代表的石油利権として、サウジアラビア政府とアラムコが締結した協定をとりあげて考えてみる。協定期間は66年である。地代支払は、利権料、所得税として超過利潤の一部に限定されていた。つまり、アラムコは66年間にわたって平均利潤率以上の利潤率を得、反対にサウジアラビア政府は、66年もの間、超過利潤の一部しか手にすることができない。そして、もし、超過利潤のすべてを地代として支払う契約を結んだ石油企業が存在しているならば、その企業は平均利潤率を実現するにとどまり、アラムコのような超過利潤をも獲得している企業との間で著しい競争条件格差が作り出されていることになる。しかも、その不利性は数十年間にわたって固定されるのである。

産油国が放棄した地代部分を取り戻すには、理論的には、毎年、あるいは数年ごとに、利権を再入札（競争入札）することによって、競争の力を利用して、超過利潤をすべて地代として放出させるという方法が考えられないわけではない。

しかし、いうまでもなく、そのような政策は非現実的であり、また非効率でもある。油田の探鉱・開発には長い時間と多額の資本を要するため、短期の利権協定は、石油開発そのものを困難にするであろう。それ以上に問題なのは、中東中核油田共同所有制を軸として形成されてきた、国際石

油資本の生産管理システムが破壊され、独占価格が維持できなくなることである。

産油国が実施できる競争入札政策は、国際石油資本に付与していない鉱区、国際石油資本が開発せず長期にわたり放置していた鉱区を接收し、それらの鉱区を競争入札することである。鉱区が限定されており、独占価格が高く維持されているほど、つまり限界費用と価格とが乖離すればするほど、参入圧力は高くなり、その結果生み出される新協定はより一層産油国に有利な利益分配率を実現するであろう^(注1)。

産油国にとって競争促進政策のもつ意義は、石油収入方程式のなかの二つの変数、税率(T)と生産量(Q)を極大化することにより、地代収入（新協定から得られる）が極大化されることにある。しかし、国際石油資本が放置していた鉱区で、巨大油田が発見される可能性は少ない。したがって、産油国の受け取る地代総額からみれば、ほんの一部が付け加えられるにすぎない。新協定の真の意義は、旧利権協定に基づいて生産活動を行なっている国際石油資本が、「適正な」利潤を超える超過利潤を得ている証拠材料として利用するところにある^(注2)。

問題は原油価格である。競争の導入は、ペンローズ、ミクダシが指摘したように、価格の下落をもたらす危険性を孕んでいる。だが、競争が、国際石油資本による生産調整がうまく機能している範囲内で、限定的に導入された場合には、価格は維持されよう。

新規参入企業は、独占利潤の一部、あるいは平均利潤さえ得られるのであるならば、参入利益があると判断するであろう。独占価格が維持されている環境のもとで、利権獲得を目指して過当競争が行なわれるために、新規参入企業は独占価格を

与件として参入し、結果として平均利潤を確保するにとどまることになる。以上の事態が理想的に進行するならば、新協定においては、独占利潤の全地代化が実現すると考えられる^(注3)。

換言すると、限定的に導入される利権獲得競争（利権の競争入札）は、新規参入企業（主として独立系石油企業）と国際石油資本との競争条件格差を極限まで広げることになる。このようにして作り出された格差によって、中東へ参入した独立系企業は、その時点で価格競争力を喪失することになったのである^(注4)。

市場構造の観点からみると、新規参入企業数の増加は、競争の一層の激化、良好なパフォーマンスの実現を意味する。それによって、たとえ国際石油資本の市場占有率が低下しなかったとしても、中小石油企業が競争の不利性を克服し、国際石油資本と同一の費用条件をもつようになるならば、価格は下落し、産出量は増大し、望ましい市場成果がもたらされる。その場合、中小石油企業は、ペインのいう競争的周辺部（competitive fringe）として機能していることになる^(注5)。

ところが、すでに明らかにしてきたように、独占価格構造の存在下で、競争入札が理想的に行なわれるならば、独立系企業が価格競争力をもつことはありえない。その反対に、独占利潤の地代化（独立系側からすれば、独占利潤の費用化）によって、中東における限界生産者の意図的な創出、下限価格の引き上げがもたらされるであろう。

いままでみてきたように、部分的競争導入政策は、きわめてパラドキシカルな側面をもっているといわざるをえない。市場構造が競争的になったからといって、ただちに望ましい市場成果を期待するというわけにはいかないのである^(注6)。

何度も繰り返すことになるが、留意すべき点

は、上述の独占利潤の地代への転化は、独占価格が安定的に維持されてはじめて実現するということである。独立系企業の石油産出量が増大しても価格を下落させないためには、国際石油資本が自らのシェアを縮小する形で生産調整を実施せねばならない。仮に、生産調整を効果的に実施することが困難という事態に陥ると、価格は供給量の増大に応じて、需要曲線に沿って下落していくであろう。その場合、高いフロアー・プライスをもつ独立系企業よりも、価格引き下げ余力の大きな国際石油資本により強い圧力がかかると考えられる。国際石油資本間の内部分裂を防止するためにも、利権の付与は、国際石油資本の供給管理の弾力的運用の範囲内に、独立系企業の生産量がおさまる程度に制限される必要がある。それは、産油国の利権供与政策に全面的に依存している。

国際石油資本の市場占有率が低下すればするほど、国際石油資本による生産調整機能は弱化する。競争促進政策は、独占価格の存在下で、限定的に導入されてはじめて産油国にとって最も有利な状況を生み出す。逆説的にいえば、競争促進政策が競争抑制的に利用されたときに、地代の最大化が実現するのである。無制限な参入を許せば、ペンローズ、ミクダシが指摘した最悪の事態（産油国にとって）に陥る。

ペンローズによると、産油国の官僚は、「独占利潤（つまり政府の収入）が市場競争によって脅かされ、独立系企業の新規利権獲得が、短期的には資金的に有利だが、長い目でみれば結果としてでてくる世界市場の競争の激化が著しい不利を招くものである」^(注7)ということを正しく認識していた。にもかかわらず、「自国の石油資源をもっと発展させたい」という欲求には依然としてそれにまさる強い影響力があり、新利権の許可は減少しな

第6表 中東における利権保有企業数

	1940	1950	1955	1960	1965	1970
国際石油資本	8	8	8	8	8	8
米系独立系企業	0	10	17	18	26	30
その他 独立系企業	1	1	1	3	10	30
政府系企業	0	0	0	2	5	13
総計	9	19	26	31	49	81

(出所) Wyant, F. R., *The United States, OPEC, and Multinational Oil*, レキシントン, Lexington Books, 1977年, 31ページ。

(注) その時点で活動中(利権保有)の企業のみで、利権を放棄した企業は含まれていない。したがって実際に参入した企業数は上記の総計を上回る。

かった」(注⁸)のである(第6表参照)。

一般のカルテルと同じように、個別利害と全体の利害を一致させることは容易ではない。また、国際石油資本の生産調整システムも、米国連邦取引委員会報告の『国際石油カルテル』で論じられたような一枚岩の世界政府としては機能していなかった。国際石油資本の市場占有率が高いだけでは、独占価格は維持できない。低コスト油田の生産を抑え、高コスト油田(限界油田)の水準を引き上げるような生産調整が必要なのである。国際石油資本間の利害対立が、生産調整システムを不完全なものにしていた(注⁹)。ここに、独占価格維持のために、国家が直接生産調整に乗り出さざるをえない理由がある。

(注1) 旧利権協定と同様のタイプの石油開発契約(ゲッティ, アミノイル, アラビア石油)であるならば、比較は容易である。しかし、1957年のAGIP(ENIの子会社)とイラン国営石油会社(NIOC)による合弁企業SIRIPの設立(合弁事業契約)や66年のERAP(フランスの国営石油会社)とNIOCの間で締結された請負契約(service contract)を旧利権協定と比較することは難しい。したがって、ここでは理論的分析に限定されている。ERAP-NIOC協定の評価については、日本エネルギー経済研究所『中東における戦後の産油国情勢』(調査報告 No. 13) 日本エネルギー経済研究所 1968年の第3章「最近の中東

産油国の動向：利権協定の評価をめぐって」を参照されたい。

(注2) 「メジャーは、SIRIP協定は危険な新機軸だと考えた。テヘラン駐在のアメリカ大使はイラン国王を訪ね、『この種の協定を結ぶのをイランに止めるように』要請した。メジャーは常に商業的自由を大いに尊重してきた。この自由は産油国政府所有の企業との提携では制約を受けざるを得ないものであった。また一度確立されれば、その前例はすぐ他に波及して、その条件は再度、政府に有利なように改定されるとメジャーはみていた。イラン国王もこの解釈はまったくそのとおりであると思った。国王は、ENIが大油田を発見する能力にはあまり期待していなかった。この点についての国王の見解は間もなく正しいことが判明した。国王の目的は、単に大手の会社が追従せざるを得なくなるような前例を作ることであった。そして、イランにとって最も利益になるようにメジャーと、新規参入者とを互いに張り合わせるのが国王の意図であった」(C・トゥーゲンハット; A・ハミルトン著 中原伸之訳『オイル——巨大ビジネス——』早川書房 1977年 154~155ページ)。

(注3) 優等地での生産を制限することによって、最劣等地水準は上方修正される。そのような独占的行動によって生じた独占利潤は、供給制限に参加した、優等地で生産活動を行なっている企業のみが手にするのではない。すべての生産者が、程度の差こそあれ享受することになる。新協定に基づく独占利潤の地代化とはそういう意味である。

(注4) 新協定におけるボーナス支払、高い税率からみて、新規参入業者の不利益は明白なのだが、税率または1割当たり取り分の不利益が、どの程度利潤率格差に反映されていたかを算出してみることに興味がある。

アラビア石油(株)は、日本の企業であり、また所得税としてサウジアラビアに56%、クウェートに57%支払っており、国際石油資本との利潤率格差の比較対象として格好のものである。筆者は、アラビア石油に操業当時の有価証券報告書の提示をお願いしたが断られた。国会図書館商工課の山崎治氏に探していただいたが、国会図書館にも保存されていないとのことであった。

そこで、後述の野口氏の推定データをもとにして、純資産(net assets)当りの利潤率を求めてみたところ、1963年で8.40%、64年で7.57%となった。同じ時

期の国際石油資本のデータを手に入れることはできなかったが、リーマンの資料によると、KOC (Kuwait Oil Company) で1956年74%、57年79%、58年77%、59年39%となっている。アメリカ商務省が発表した数字では、中東石油の純資産に対する利潤率は1970年で79%であった。

したがって、アラビア石油の利潤率は、国際石油資本（産油段階のみ）と比較して5分の1から10分の1程度であったと推定される。

また、カフジ原油が重質油で価格が低いこと、値引き販売されていたことから、利潤に対する実効税率は、開発費などの繰延費用をどのように取扱うかによって若干差が出るが、いずれにせよ、71%から76%という高い水準であったと考えられる。

アラビア石油の推定データについては、野口雄一郎「中東石油の原価と利潤」（野口雄一郎編『中近東における石油問題』〔研究参考資料 No. 64〕アジア経済研究所 1964年）137～142ページ、KOCのデータについては、Leeman, 前掲書、76ページ、アメリカ商務省の調査結果については、Sampson, Anthony, *The Seven Sisters: The Great Oil Companies and the World They Made*, ロンドン, Hodder and Stoughton, 1975年, 232ページ（大原進・青木栄一訳『セブンススターズ』日本経済新聞社 1976年 261ページ）を参照した。

（注5） J・S・ベイン著 宮沢健一監訳『産業組織論 上』丸善 1970年 127ページ。

（注6） 市場構造の視点から国際石油産業を競争の産業に分類した論者は、Jacoby, Neil H., *Multinational Oil*, ニューヨーク, Macmillan Publishing, 1974年, および第II節（注9）のワイアントである。

（注7） Penrose, 前掲書, 209ページ（邦訳 286～287ページ）。

（注8） 同上。

（注9） 拙稿「原油供給システムと……」97～106ページ。

IV 統一税制度の競争抑制効果

地代論からいえることは、優等地ほど多くの地代を生み、劣等地に近づくほど地代は減少し、最劣等地では、絶対地代のみが支払われるというこ

とである。土地ごとの差別的な地代支払が行なわれることで、産業資本間の差別は消滅し、どの産業資本も平均利潤を得るのである。

リーマンが論じたように、油田にも優等地と劣等地が存在する以上、産油国が同じ税率を適用しなければならない論理的根拠は何もない（注1）。最優等油田の生産コストを10\$/バレルとし、石油会社が必要とする平均利潤を、前節の推定に従って15\$/バレルとして、1960年の平均実勢価格を1.7\$/バレル（注2）で計算すると、産油国が取得可能な最大限地代は1.45\$/バレルになる。実効税率に換算すると90.6%にもなる。

高コスト油田の場合を考えてみる。中東へ新規参入した企業のイニシャルコストは40\$/バレル程度といわれているので（注3）、生産コストとしてその数値を用いて計算する。新規参入企業が取得すべき平均利潤も仮に15\$/バレルと同じとすると、最大限地代化可能額は1.15\$/バレル、実効税率で88.5%となり、低コスト油田に対して、わずかながらも最高税率は低くなる。

しかしながら、上の計算は、一般に高コスト油田の生産量が少ないという点を無視している。同額の資本を投下して、仮に産出量が2分の1だとすると、1バレル当たりが負担すべき平均利潤量は2倍とならざるをえない。よって、30\$/バレルという数値を当てはめると、地代上限は1\$/バレル、実効税率で76.9%となり、低コスト油田と比較した税負担力は、明らかに低いことが判明する。

いずれにせよ、生産コスト差が存在する以上、異なる税率が適用されるべきである。そこで、第IV節では、OPEC方式と呼ばれる統一税制度が、国際石油資本と独立系企業との競争条件格差にどのような影響を及ぼすのかについて考察しておきたい。

OPEC方式と呼ばれる統一税制度は、次の四つの特徴を備えていた。(1)共通の所得税率(50%)、(2)共通の利権料率(12.5%)、(3)課税参照価格の固定化、(4)利権料の経費化(1966年以降)^(注4)。

すでに論じてきたように、生産コスト差のある生産者に共通の税率を課すことは、生産者を不平等に取扱うことを意味する。低コストの国際石油資本には、高コストの独立系よりも高い税率が適用されねばならない。コスト条件に関わりなく、同一の税率を課すことは、コスト上のハンディキャップを、税制度によって増幅させることになる。独立系の競争力は、単に生産コスト面からだけでなく、税制度の側面からも弱められていたといえる。

利権料の経費化は、より一層逆進的性格を持っている。たとえば、生産コスト10\$/バレルの場合、公示価格1.8\$/バレルに対して22.5\$/バレルの利権料と73.75\$/バレルの所得税、合計で1バレル当り96.25\$/バレルを産油国政府へ支払うことになる。それを税率に換算すると、公示価格1.8\$/バレルに対する名目税率は56.6% $(96.25/[180-10] \times 100)$ 、実勢価格を仮に1.7\$/バレルとして計算すると、実効税率で60.2% $(96.25/[170-10] \times 100)$ となる。

生産コスト40\$/バレルの場合には、22.5\$/バレルの利権料、58.75\$/バレルの所得税の計81.25\$/バレルの支払となる。名目税率58.0%、実効税率62.5%である。

すでにみてきたように、同一の税率でさえも、コスト格差が存在する以上、差別的取り扱いを意味した。利権料の経費化は、高コスト油田の所有者に、より高い税率を課すのと同じことである。つまり、独立系の不利性は、それによってさらに拡大されることになる^(注5)。

その効果は、実勢価格が下がり、公示価格との乖離が広がるほど強くなるといえる。1968年の平

均実勢価格の数値(1.3\$/バレル)で算出してみると、低コスト油田の実効税率80.2%、高コスト油田90.3%となり、税率格差は実勢価格1.7\$/バレルの場合の2.3%差から、10.1%差へと拡大する。利権料の経費化、同一税率という内容によって構成されるOPEC統一税制度は、市場での実勢価格が下落するほど、高コスト油田所有者である独立系企業の相対的不利性を増幅させるという、価格安定化のためのビルト・イン・スタビライザー機能を構造的に内包していたと考えてよいであろう。

以上の説明はすべて、課税参照価格として、市場価格の代わりに、固定した公示価格が使用されることを前提として成立する議論であった。よって、(3)のもつ競争抑制効果もあわせて説明したことになるが、最後に(3)との関連の深いフロアー・プライスについて論じておきたいと思う。

固定された課税参照価格に下方硬直的税率を組み合わせることによって、産油国政府の収入は、市場価格の下落にもかかわらず、決して減額されないことになった。エーデルマンが指摘していたように、「バーレル当りの石油に対して支払うべき産油国への税金が、かつての所得税的性格からいまや消費税的性格をもつようになり、これが原油価格の下限をなしはじめた」^(注6)。原油生産コストに産油国への税(利権料を含む)および必要最低限の利潤を加えた価格以下で販売することができないという「非常に有効な販売価格の下支え原則」^(注7)が形成された。

実際のフロアー・プライスは、だいたい次のような値であったと思われる。利権料が経費化される以前では、公示価格(課税参照価格)1.8\$/バレルとして、国際石油資本にとっての税込みコスト(tax-paid cost)で95\$/バレル、独立系では1.1\$/バレル、利権料が経費化された場合で、国際石油資本1.06

ドル/バレル、独立系 1.2ドル/バレルとなる。利権料経費化の導入に際しては、公示価格の割引が認められていたことを勘案すると、現実には、上記の値より数セント低いと思われるが、1968年から70年にかけての 1.30ドル/バレルという実勢価格の数値と比較すると、その当時の原油価格は OPEC 税制により形成される税込みコストに平均利潤を加えたフロー・プライスの水準に到達していた、あるいは若干その水準を下回っていたとも考えられる。はっきりといえることは、OPEC 税制がなければ、エーデルマンが主張したように 20セント/バレルまで下落したかもしれないということ、逆にいえば、それ以上の価格の下落が生じるためには、OPEC 税制が崩壊する必要があったということである。

ペンローズが論じたように、すべてのカルテルと同様、産油国間のシェア競争が「税率ダンピング」に結びついて、OPEC 税制カルテルを崩壊させる危険性がなかったわけではない^(注8)。しかし、石油の消費量は、他の一次産品とは異なり増え続けたこと、資源ナショナリズムが石油企業の税率を引き下げることに反対する圧力として作用したことによって、「税率ダンピング競争」は回避された。そして、産油国は、税込みコストを価格の下限設定として利用する消極的活用から、税込みコストを引き上げることによって、価格そのものを引き上げていくという積極的活用へと転じていくことになる^(注9)。地代が独占価格を生み出すようになるのである。

(注1) Leeman, 前掲書, 187ページ。

(注2) 本節で用いた実勢価格は、すべて生田豊朗編『OPEC の知識』(日経文庫 289) 日本経済新聞社 1980年 13ページの表1の数値を利用した。

(注3) 日本エネルギー経済研究所 前掲書 82ページ。野口編 前掲書 141ページでは、アラビア石油の生産コストは、1963年43.5セント/バレル、64年44.3セント/バレルと推定されている。

(注4) 利権料の経費化は、段階的に導入するために、初年度公示価格の 8.5セントの値引き、その後毎年1セントずつ値引き率を低減させ、第4年度以降については、その時の市場条件を加味して再検討することが決められていた。本稿では、煩雑さを避けるために、すべて公示価格で算出した。利権料経費化の経緯については、松村清二郎『OPEC と多国籍石油企業』アジア経済研究所 1974年 103~115ページを参照。

(注5) ペンローズは、「税の増加は、たんにコストを上げるだけで、小さな統合度の低い会社の操業よりも、多様かつ確固とした大市場と供給源をもつ統合度の高い大きな会社にわずかの影響しか与えないものである。それゆえ、メジャーのなかには、共通の課税水準が一律に実施されるならば、それが効果的に、とくにリビアで独立系に打撃を与えることになるだろうとみて、OPEC の収入増加に対する要求に同意することを有利だとみるものもあるようである」と述べている。Penrose, 前掲書, 203ページ(邦訳 279ページ)。

(注6) M・A・エーデルマン「1970年代における多国籍石油企業」(講演速記録 72-4-26) 日本エネルギー経済研究所 1972年 5ページ。

(注7) 同上。

(注8) 税と市場シェアの矛盾については、Penrose, 前掲書, 206~207ページ(邦訳 282~284ページ)。

(注9) エーデルマン 前掲講演 13~15ページ。

V 結 論

産油国が取得している地代が独占利潤を含んでいる以上、地代の極大化を達成するためには、なによりもまず、独占価格の維持に力を注がねばならない。そのうえで、できるだけ多くの独占利潤を地代へ転化させるための交渉を有利に推し進める材料を得るために、競争を導入しなければならない。しかし、価格の維持と競争の導入とは、本来対立するものである。「過度の」競争要因は価格を下落させる。反対に、国際石油資本による資源の完全独占を許せば、独占価格は安定するであろうが、独占利潤の地代化交渉は困難をきわめる

であろう。

本稿で論じてきたように、新協定の導入についてはいうまでもなく、OPEC の統一税制度もまた、独占利潤の一部を産油国側に帰属させると同時に、間接的ではあるが、中小石油会社の競争力を削減することによって、競争がもたらす価格下落の「弊害」を緩和する機能を果たしていたと考えられる。産油国は、下部構造の側面から、国際石油資本の独占力および相対的優位性を支えていたということができよう。産油段階での利潤率格差は、当然、産油国が直接関与できない上部構造や原油の輸送・精製・販売の各下流部門段階での競争にも多大な影響を及ぼしてきたことは想像にかたくない。

OPEC の統一税制度が最も効果的に機能したのがリビアにおいてであった。1965年11月20日の王制布告により、リビアでも OPEC 税制が適用されることになった。それ以前は、課税基準として実際の販売価格が用いられていた。その当時、リビアで操業中の独立系企業は、公示価格から40¢/バレル～60¢/バレルの値引き販売を行なっていたといわれる。ルトフィは、値引きを60¢/バレルとした場合に、OPEC 課税方式への切換えが、独立系石油企業の利益にどの程度の影響を与えるかを計算し

第7表 課税方式変更によるリビア独立系石油会社の原油1バレル当り利益の変化(1966年)
(単位:セント/バレル)

	実勢価格に基づく課税方式	OPEC 方式
公示価格	220	220
生産コスト	60	60
ロイヤリティ(経費化)	0	13.2
値引き(推定)	60	60
課税対象	100	146.8
税(税率50%)	50	73.4
税(税率50%)	50	86.6
石油会社利益	50	13.4

(出所) Lutfi, Ashraf, *OPEC Oil*, ベイルート, The Middle East Research and Publishing Center, 1968年, 16ページ。

た(第7表)。それによると、独立系石油企業の利益は、50¢/バレルから13.4¢/バレルへと激減し、反対に、税込みコストは、1.1¢/バレルから1.47¢/バレルへと37¢/バレル上昇する。その分だけ、独立系企業の価格引き下げ余力が削がれたといえよう。

独立系のある企業は、リビアでの OPEC 税制導入に際して、「この場合、ある国が税を増税することによって得る利益は、偶然にも他の中小石油企業を困難に陥らせることによって、国際石油資本が得る利益と一致している」(註1)とコメントした。すでに明らかにしてきたように、それは決して偶然ではない。独占価格を維持するためには、競争を管理し、生産調整を行なう独占的組織体の温存とともに、その管理主体である国際石油資本の競争上の相対的優位性を保つシステム、すなわち石油税制度が必要とされるのである。

第Ⅲ節で解明したように、産油国の管理下で部分的に導入された競争要因は、国際石油資本の生産管理システムや独占価格構造をただちに破壊するほどの力を有してはいなかった。その力を持っているのは、皮肉なことに、産油国国营石油会社(national oil company。以下 NOC と略記)なのである。NOC には、外国石油会社のように税込みコストの歯止めが効かない。NOC にとってのコストとは、純粋な生産コストを意味する。NOC がシェア拡大を目指して、いったん原油価格を下げ始めるとなると、原油価格は生産コストに限りなく近い水準まで下落する可能性が高い(註2)。ルトフィは、OPEC の NOC が高い原油価格を維持したいとする願望と、どんな原油価格であっても NOC の利益を確保したいとする願望とはまったく対立すると主張し、NOC の活動を国内に限定するよう求めた(註3)。

産油国は、国家財政に占める石油収入比率を高

め続けることによって、均衡のとれた自立的再生産構造の確立に失敗しただけにとどまらず^(注4)、自国の中心産業である石油産業においても、真の資源主権確立を、自らの手によって遅らせてきたのである。とくに、石油産業国有化は、最も危険な行動として認知され始めていた。なぜなら、価格管理の要である中東油田共同所有制が分断されてしまうからである。それに代わるべき政策として、事業参加政策が打ち出されてくるのである。

1951年のイランのモサデクによる国有化は、第II節でも簡単に触れたように、ペンローズの言葉を借りれば、「原則」の問題であったように思われる。筆者が主張したように、利益折半方式の導入が方向を大きく転換させた。第II節の推定から断定することはできないが、恐らく、利益折半方式によって正当な差額地代を超える地代を得ることになったのではないだろうか。それ以降「カネ」が重要視され、「原則」が後退していくのである^(注5)。

マルクスは、地主の性格を次のように規定している。「所有者のまったくの受動性が非常に明瞭なことであって、彼の能動性は、ただ、(ことに鉱山の場合には)、社会的発展の進歩を搾取することのみにあり、この進歩のためには、産業資本家ならばまだなにかをするのであるが、この所有者はなにも寄与せずなにも賭けないのである」^(注6)。

産油国は、独占利潤の地代化、独占価格の維持において、間接的ながら「能動的」に機能した。この点がマルクスの地主の性格規定と異なる点といえなくもない。しかし、それはやはり地代への

転化についての「能動性」にすぎなかった。したがって、産油国もマルクスの地主の性格規定に、基本的には当てはまるのである。

(注1) Mikdashi, Zuhayr, *The Community of Oil Exporting Countries: A Study in Governmental Co-operation*, ロンドン, George Allen and Unwin, 1972年, 79ページ。ある企業とは ENI のことである。

(注2) 1964年, NIOC はパンアメリカンとの合併事業で生産された原油を、国際石油資本が提示した価格より安値でインドで販売した。その後インドでは、国際石油資本の移転価格について論争が起こっている (Mikdashi, *The Community of Oil*……, 48ページ)。

(注3) Lutfi, Ashraf, *OPEC Oil*, ベイルート, Middle East Research and Publishing Center, 1968年, 5~6ページ。

(注4) 素朴な数量信奉者にとっては、GNP水準が高いことをもってよしとするかもしれないが、石油収入への依存度を高めることが、さらに石油収入への依存度を高めるという累積的悪循環に陥るのである。本稿でこの問題を詳述することはできないが、中東産油国のモノカルチャー構造については、浜渦哲雄『石油王国の悲劇』ダイヤモンド社 1977年 第2章, GCC諸国の産業非連関については、石田進『激動の湾岸世界』御茶の水書房 1985年 第8章, アラブ世界の世界システムへの統合については、サミール・アミン著山崎カヲル訳『現代アラブ』新評論 1981年 第6章を参照されたい。

(注5) 「メキシコ、イラン、イラクの国有化の背景には、国際石油資本及びその本国政府との間で長年続いてきた政治問題があった。したがって、プロトタイプ^(注6)の国有化の第一の目的は政治的自立の達成であり、経済的目標は下位目標にすぎなかった」(拙稿「石油産業国有化の……」261ページ)。

(注6) マルクス 前掲書 263ページ。

(フェリス女学院大学専任講師)